# 第3章 事業計画

# 基本目標1 教育・保育サービスを充実させる

## 基本方針 1 教育・保育の質と量を充足させる

## ■□ 現状と今後の方向性 □■

少子高齢化の進行や核家族の増加、働き方の多様化等により、子育て世帯を取り巻く 環境は大きく変化しています。

本市の〇~2歳児の保育園定員の確保のために整備を進め、定員は前計画策定時で947人だったものが令和元年度末で1,407人と増加しています。しかしながら、平成31年4月時点で待機児童が発生したほか、今後も市外からの子育て世帯の転入や女性の就業率の上昇により幼児教育・保育施設の利用増加等が見込まれるため、受け皿の確保に向けた施設整備と保育士の確保が重要となっています。また、保育園での一時預かりや幼稚園での預かり保育等の利用も増加していることから、各保育園・幼稚園と連携した量の確保が求められます。

アンケート調査の結果からもほぼすべての子育て世代で幼児教育・保育の利用希望が 見られるほか、各保育園等においても設備やカリキュラムだけではなくの職員等の資質 を重視する傾向も見られます。

教育・保育提供区域によって保育の利用やニーズに地域差があることから、地域毎の 需給バランスを踏まえた適正なサービス量が提供されるよう、保育園再編基本構想の後 期計画に反映させることが必要です。また、集団保育が可能な障がい児の教育・保育施 設への受け入れを継続するとともに、保育士等への専門的知識の習得と技術の向上のた めの研修を実施することなどが必要です。

## ■口 子育てに関するアンケート調査から見た現状 □■

		就学前児童
平日の教育・保育サービスの利用希	幼稚園	24.4%
望	認可保育所	57.0%
	その他	18.1%
平日に預ける施設やサービスを選ぶ際に、重視する点	園長·保育士·職員スタッフ等の対応や 園の印象がよい	79.5%
	保育だけでなく、さまざまな教育・保育プログラムを提供している	30.7%

(重複回答あり、無回答を除いた集計結果)

#### ① 幼児教育・保育施設の充実と質の確保

- 今後も需要が見込まれる0~2歳児の受入枠の拡大
- 教育・保育提供区域ごとの需給バランスを踏まえた、園の適正化等の計画的な整備
- 保育士等の人材の確保・処遇改善(各種補助制度の充実、保育士就職ガイダンス等)
- 保育士等を対象とした講座や研修会などによる、障がい児対応等の専門的知識の習得 と技術の向上
- 公立・私立保育園等職員対象の多様な研修や公立・私立保育園等の合同園長会、交流 会の実施を通じての公私の垣根を越えた連携協力体制の確立
- 全認可保育園の第三者評価の受審
- 幼児教育アドバイザー派遣事業等の積極的活用
- 保育指導監査専門員などの専門職による巡回支援・指導

#### ② 子育て家庭を支える

- 幼稚園、保育園のほか、認定こども園、地域型保育事業など、保護者の多様なニーズ に対応した教育・保育サービスの提供
- 保育施設等・児童発達支援センター・医療機関との連携による、障がい児保育、病児・ 病後児保育等の実施
- 保育園等での一時預かり保育や幼稚園の預かり保育の量の確保
- ファミリー・サポート・センターやショートステイ・トワイライトステイ(子育て短期支援事業)などのサービスの周知と活用促進

指標名		令和元年度(実績見込)
	廿日市・七尾・四季が丘中学校区	646人
保の	野坂·阿品台中学校区	247人
保育園定員の	佐伯中学校区	117人
園 元 歳 児	吉和中学校区	9人
貝の	大野東·大野·宮島中学校区	388人
	合計(市全域)	1,407人
延長保育の実施園数		27園
ファミリー・サポート・センターの利用者数		480人日
子育て支援短期利用事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の利用者数		31人日
病児保育の利用者数		750人日
休日保育の実施園数		0園
幼稚園での預かり保育の利用者数		56,328人
保育園での一時預かり保育の実施園数		13園
	発育園の第三者評価受審実施率 5年目以降園対象)	67%

令和6年度(目標)	
737人	
373人	
117人	
9人	
434人	
1,670人	
31園	
480人日	
50人日	
1,160人日	
3園	
63,331人	
17園	
100%	

## 基本方針2 幼保小が連携し、教育・保育の質を向上させる

#### ■□ 現状と今後の方向性 □■

平成30年4月(平成29年3月31日告示)に、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針が改訂されたことに伴い、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」が示されました。幼児期の子どもたちの遊びが、よりスムーズに小学校生活での学びにつながっていくよう、小学校との連携がすすめられているところです。保育参観や相互交流を通して、子どもたちの共通理解を深め、また、情報共有を行い、子どもたち一人ひとりの発達や個性をふまえて、対応できるような環境を整えていくことが重要です。本市では、令和元年度幼保小連携推進協議会を立ち上げ、これまで友和小学校区等の一部の小学校区で作成されていた接続カリキュラムをすべての小学校区で作成することとし、令和2年度からは、それをさらに検討、実践していくこととしています。さらに、アンケート調査の結果から、特色ある幼児教育に触れる機会を重視する傾向が見られることから、教育・保育全体の質の確保と向上を図っていくことが大切です。

## ■口 子育てに関するアンケート調査から見た現状 □■

		就学前児童
平日に預ける施設やサービスを選ぶ 際に、重視する点	子どもが将来通う小学校の通学区域内 にある	38.2%
	保育だけでなく、さまざまな教育・保育プログラムを提供している	30.7%

(重複回答あり、無回答を除いた集計結果)

#### ■□ 主な取組 □■

#### ① 円滑な就学等に向けた支援の充実

- 廿日市市幼保小連携協議会による幼保小の交流及び相互理解、連携の強化
- 幼保小の連携による接続カリキュラム(アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム)の策定・実践・評価・見直し
- ※アプローチカリキュラムとは、就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラムのことです。
- ※スタートカリキュラムとは、幼児期の育ちや学びを踏まえて、児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラムのことです。

#### ② 教育・保育施設の適正な運営体制の確保

- 保育園等職員の処遇改善等による、人材の確保
- 国の保育対策総合支援事業補助金を活用した、保育士宿舎借り上げ支援事業や保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業、ICT業務効率化推進事業などを実施する私立認可保育園への補助

指標名	令和元年度(実績見込)	
認可保育園のICT化実施園数	9園	

令和6年度(目標)
全園

## 基本方針3 安全・安心な教育・保育環境をつくる

## ■口 現状と今後の方向性 口■

全国各地で、子どもが犠牲となる災害や、被害者になる事件・事故が発生しています。 災害、事件・事故から子どもを守り、安全・安心な教育・保育環境を提供することは、子 どもの健やかな成長に欠かせません。

本市の教育・保育施設の耐震化の取組については、小・中学校全校で実施済みとなっています。また、公立保育園については、耐震改修だけでなく、保育園の再編により公立園を公私連携による保育園に建て替えていく手法で耐震化を進めています。

また、小・中学校では、防災意識の向上として、広島県「みんなで減災」一斉地震防災 訓練等、自然災害の状況に応じた防災訓練を計画的に実施しているほか、各教科等の学 習を通して、防災教育を実施しています。保育園等では、民間保育園を中心に導入され ている緊急メールサービスを、令和元年度から公立保育園でも実施しています。

本市では、「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」を実施しており、こうした 緊急時の情報提供サービスについて、広く市民に周知し利用促進を図っていくことが求められています。

子どもたちが安心して過ごせる教育・保育施設の環境整備を推進するほか、子どもたちが災害や危険に遭遇した際、自ら命を守る行動ができるよう防災・防犯に関する取組みを推進します。また、災害時に地域や保護者と連携して活動できるよう、日ごろの教育・保育を通じた関係強化に努めます。

#### ■□ 主な取組 □■

#### ① 安全な教育・保育施設設備の確保

- 保育園の老朽化対策・耐震化として、災害時の安全・安心に配慮した施設整備
- 各園の防災マニュアルに基づいた災害時等の危機管理体制の確立
- 各園の防災マニュアルの適時見直し
- 災害時等に通常保育が困難な場合の代替保育の検討
- 通学路や散歩ルート(園外活動)の安全点検

## ② 防災・防犯教育等の推進

- 教育・保育施設における防災訓練や防災・防犯教育の定期的な実施
- 日頃から地域や関係機関と連携した、防災訓練や避難訓練の充実
- 防災訓練や防災・防犯教育等への子どもや保護者の参加促進、保育参観等の機会等を 通じた情報提供
- 保育園が配信する緊急メールサービスや「はつかいちし安全・安心メール配信サービス) ス」の利用促進

指標名	令和元年度(実績見込)	令和6年度(目標)
緊急メールサービス実施園率	70%	100%

# 基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する

## 基本方針 1 ネウボラで包括的な支援体制をつくる

## ■口 現状と今後の方向性 口■

平成29年の法改正により、子育て世代包括支援センター「ネウボラ」設置の努力義務が法定化され、児童虐待と母子保健事業との連携強化が明確化されるなど、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の全国的な実現に向けて、国の施策が展開されています。このような中、課題を抱えた子育て家庭の支援については、特に支援を必要とする家庭への「ハイリスクアプローチ」だけではなく、すべての家庭を対象とした「ポピュレーションアプローチ」が重要となっています。

これらの取組を実現するため、本市では、子育て世代包括支援センター事業として平成29年度に子育て応援室を拠点とした、関係機関の連携と支援のための連絡調整の中枢である「ネウボラはつかいち」を設置し、母子保健や育児に関する様々な相談に対応する支援体制をワンストップ拠点として整備しました。また平成31年度には大野支所及び佐伯支所を拠点とした「ネウボラおおの」と「ネウボラさいき」を設置し、母子保健型の相談支援体制の充実を図っています。吉和地域、宮島地域については、ネウボラさいきおおのに付随するサテライト型の「ネウボラよしわ」「ネウボラみやじま」を設置し、親子が集まりやすく、相談しやすい体制を地域の実情に合わせて整備することとします。また、令和4年度の開設を目指して、JA広島総合病院に隣接する「地域医療拠点施設」の整備を推進しています。施設の中には、(仮)産前産後サポートセンターや子育て支援センターなどの併設を予定しています。

アンケート調査の結果からは、ネウボラはつかいちなどの公共機関を相談先としている保護者は限られており、家族や地域住民を対象に相談機関の周知を図っていくことが重要となっています。今後も子育てに係る行政サービスをワンストップ(窓ロー元化)で対応するとともに、必要な支援を幅広く提供できる体制整備を進めます。

## ■□ 子育てに関するアンケート調査から見た現状 □■

		就学前児童	小学校児童
気軽に相談できる先は、誰	親族(親・兄弟姉妹など)	86.4%	71.9%
(どこ)ですか	配偶者	84.3%	77.2%
	地域の友人・知人	50.5%	52.1%
	保育園·幼稚園·認定こども園等、小 学校(教育委員会含む)	37.0%	16.6%
	市の子育て関連窓口 (ネウボラはつかいち・各支所)	1.7%	0.8%

- ① 総合的な相談窓口の機能充実
  - 子育て世代包括支援センター「ネウボラ」の事業を充実
  - 母子保健推進員(ママフレンド)等の人材の育成・確保
  - 子育て支援センターと連携して、子どもの遊びと育ちを通じた保護者支援の充実
- ② 包括的・継続的な支援を行うネットワークの確立
  - 教育・保育施設、保健・医療・福祉施設、教育、地域の子育て拠点などの連携体制の 構築
  - 妊娠期から子育て期までの情報を一元管理できるネットワークシステムの構築
- ③ 妊娠期から出産、子育て期までの円滑なサービス利用支援
  - 子育て応援室「ネウボラはつかいち」を中心にした、各地域のネウボラ事業の拡充
  - 妊娠期から子育て期にわたる子育てを取り巻く様々な相談への対応
  - 教育・保育施設等や子育て支援サービス等の円滑な利用への支援
  - ※ネウボラは、フィンランド語でアドバイス(neuvo)をする場所(la)という意味で、妊娠期から出産、 子育て期における母子とその家族を対象とした切れ目ない子育て支援制度のことです。

指標名	令和元年度(実績見込)			
ネウボラ体制の実施箇所	3か所			
ポピュレーションアプローチの回数	7回/人			

令和6年度(目標)	
5か所	
8回/人	



# 基本方針2 子どもと母親の健康づくりを支える

## ■□ 現状と今後の方向性 □■

子どもの健やかな心身の成長と母親の健康保持のためには、妊娠前から子どもが成長するまで、切れ目のない支援が必要です。

産前における支援として、子どもが欲しいと願う人が妊娠、出産につながるよう、本市では、特定不妊治療費助成事業を実施しており、不妊治療に係る経済的負担の軽減に取り組んでいます。妊娠・出産に係る母子保健として、親子(母子)健康手帳の早期取得と定期的な妊婦健康診査の受診を促し、母子の健康状態の把握や母親の産前・産後に係る相談や指導を行い、不安や悩みごとの軽減・解消に取り組んでいます。

産後においても、産後ケア事業として産後1か月健康診査費給付事業、育児・母乳外来等利用事業、家事援助サービス事業、宿泊型・日帰り型産後ケアサービスを実施しており、子どもや母親の心身のケアや家事・育児の負担軽減に取り組んでいます。今後は、(仮)産前産後サポートセンターを開設し、産前産後に特化した体制づくりが必要です。また、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査の実施、こんにちは赤ちゃん事業による乳児家庭全戸訪問や子育て講座など、子どもの発達に関する状況把握に加え、医療・福祉サービスへの円滑な利用支援を図っています。今後も、母子の健康状態を把握し、妊娠・出産・育児を支援できるよう、様々な機会を捉えて相談対応や情報提供に取り組むとともに、利用促進を図っていくことが重要です。また、本市では、食育推進として、食育を総合的かつ計画的に推進するため、第2次廿日市市食育推進計画を基に、行政、家庭、地域が連携しながら食育を推進し、子どもたちの健全な心身と豊かな心の育成を図っています。

アンケート調査の結果からは、子育てに関する保護者の不安として、子どもの食事や健康、発達に関することが上位にあがっており、健やかな子どもの成長への相談支援が 重要となっています。

#### ■□ 子育てに関するアンケート調査から見た現状 □■

		就学前児童	小学校児童
子育でに関する不安	子どものしつけに関する事	52.8%	42.3%
	食事や栄養に関すること	36.4%	20.6%
	子どもの発育や発達に関すること	31.6%	25.1%
	子どもの病気や怪我に関する事	24.9%	18.1%

## ① 各種健康診査等の実施

- 特定不妊治療費助成事業の実施
- 親子(母子)健康手帳の交付時における、個別支援計画の立案
- 安全な妊娠、出産支援のための妊婦健康診査の費用助成の実施
- 「こんにちは赤ちゃん事業」などによる家庭訪問等を通じて、子育て家庭の状況把握 と悩みごとの解消
- 4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査の各種健康診査の 実施
- 3歳6か月児健康診査で、眼の視機能検査を導入
- 母子の健康状態の把握及び育児に係る不安や悩みごとの解消
- 育児相談、子育て講座(子育て応援プログラム等)などの周知・利用促進
- 各種予防接種の実施及び受診勧奨

#### ② 産後ケア事業の充実

- 産後1か月健診費給付事業の実施
- 心身の不調等のある産婦を対象に、助産師による母乳や心身のケア、育児相談などを 行う育児・母乳外来等利用事業の実施及び、対象者の拡充
- 家事等が困難な妊産婦を対象に、家事援助サービス事業やファミリー・サポート・センター事業を実施
- (仮)産前産後サポートセンターの開設に向けた取組の推進
- 産後の育児や健康等の不安を持つ母親を対象とした、宿泊型・日帰り型産後ケアサービスの実施

#### ③ 母親の集いの場の充実

○ ベビープログラム、親子(母子)健康手帳カバーアート事業など、母子で一緒に集い、 親同士の交流や子育てについて相談し合えたりする場の設置

#### ④ 小児医療体制の確保

- 小児救急医療相談電話(#8000)や救急相談センター(#7119)など、小児救急 に係る適正受診等の啓発推進
- 乳幼児等医療の助成制度の実施
- 身体に障がいのある子どもの手術等の治療にかかる医療費を助成する育成医療の実施

#### ⑤ 食育の推進

- 農事体験や料理教室など、農産物に関する体験活動の実施
- 学校給食での地場産物の活用など、教育・保育施設における地産地消の取組の推進
- 乳児期からの望ましい食習慣の定着のため、栄養士などによる離乳食講座の実施
- 栄養バランスの良いレシピの紹介や望ましい食習慣の定着

指標名	令和元年度(実績見込)
妊婦健康診査受診券平均利用枚数	12枚/人
乳児家庭全戸訪問事業実施件数	831件
乳児家庭全戸訪問事業実施割合	99.6%
特定不妊治療の申請者数	60人
乳幼児健康診査受診率(集団健診)	4か月:98.4% 1歳6か月:98.8% 3歳6か月:94.7%
朝食を毎朝食べる子どもの割合	1歳6か月:97.2% 3歳:97.0% 小学生:96.0% 中学生:94.3%

令和6年度(目標)
(全数)14枚/人
876件
100%
72人
4か月:100%
1歳6か月:100%
3歳6か月:100%
1歳6か月:100%
3歳:100%
小学生:100%
中学生:100%

# 基本方針3 身近に利用できるサービスを拡充する

## ■□ 現状と今後の方向性 □■

昨今、父親・母親になる世代は、自身の子どもができるまで乳幼児とふれあう経験が 乏しいまま親になることが多い世代です。

こうした父親・母親を支援するため、子育て支援センターにおいて、子育てに関する 相談や情報提供を行っているほか、各保育園で園庭開放を定期的に開催し、地域の親子 の交流を支えています。

今後も、市の子育て支援の拠点として子育て支援センターを充実していきます。また、 地域の実情に応じた講座の開催や子育てサークルの育成支援などを行います。さらに、 地域と行政のつなぎ役である主任児童委員や母子保健推進員と連携し、子育て家庭の状 況を的確に把握し、ニーズに応じたサービス利用へとつなげる必要があります。

アンケート調査の結果では、情報の入手先では「インターネット」が最も高いものの、 市のサイトやアプリの活用にはさらなる周知が必要となっています。情報の入手のしや すさについても満足感は高いものとは言えない状況です。

このような状況を踏まえ、子育てホームページの情報を充実させるほか、子育てに関する情報を、多様な手法により積極的に情報発信を行います。

## ■口子育てに関するアンケート調査から見た現状 □■

		就学前児童	小学校児童
子育て情報の入手先	インターネット	63.7%	52.5%
	友だち	59.5%	57.8%
	学校、保育園・幼稚園・認定こども園等	51.3%	60.9%
	親や兄弟姉妹	38.2%	28.6%
	市の広報紙・ホームページ	34.3%	33.8%
	スマホアプリ	17.1%	11.2%
市の子育て支援サービス	感じる	15.7%	11.7%
の情報は入手しやすいか	感じない	27.0%	33.0%
	わからない	57.3%	55.3%

### ① 多様な交流の場の充実

- 筏津地区公共施設再編計画に基づいた、子育てリビング(子育て支援センター・児童 会等)の整備
- 園庭開放や市民センターを活用した、親子が気軽に集える場の拡充

## ② 身近な相談相手・場の充実

- 子育て支援センターの開設
- 児童家庭支援センターを通じた子育てや家庭の悩み、心配ごとについての相談支援の 実施
- 気軽に子育ての相談ができる場所等の多様な情報提供と利用の促進

## ③ 子育てに関する情報提供の充実

- スマートフォン等携帯端末に対応する子育て支援アプリによる情報発信の強化
- 子育て支援アプリの普及による行政サービスの紹介、及び多言語化や利用しやすいサイトの構築

指標名	令和元年度(実績見込)
子育て支援センターの利用者数	1,434人日/月
子育て支援センター設置箇所数	3か所

令和6年度(目標)
2,273人日/月
4か所

# 基本方針4 豊かな心と生きる力を育む

## ■□ 現状と今後の方向性 □■

子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもたちの安全・安心な居場所を確保することは、多くの保護者が望んでいます。

本市では、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、留守家庭児童会(放課後児童クラブ)を設置し、放課後や長期休業期間中の適切な遊びと生活の場を提供しています。近年、就労形態の多様化や女性の就業率の高まりにより、受け皿となる施設の整備や開所時間の延長などが課題となっています。

アンケート調査の結果からは、開所日や開所時間の要望だけではなく、施設整備や指導内容の充実についても上位にあがっており、子どもが安心して豊かに過ごせる場所が望まれています。こうした現状を解決するため、本計画の児童保育関連の施策を「新・放課後子ども総合プラン」と位置付け、留守家庭児童会の運営の弾力化や、学校・公共施設の活用、民間の参入等を図り、異年齢の交流の場の拡充や、多様なニーズへの対応を検討します。

また、学校や家庭とは違う、子どもが安心して過ごせる「第三の居場所」の検討・設置を進め、それぞれの子どもの状況に対応できる多様性を確保します。

さらに、学校教育では、市の産業や地域活動などの様々な体験活動や指導体制の充実、「主体的な学び」を促す授業改善などにより学力向上を図り、次代を担う子どもたちの可能性を引き出し、生きる力を育みます。

## ■□ 子育てに関するアンケート調査から見た現状 □■

		小学校児童
現在通っている留守家庭児童会	お盆・年末年始に開いてほしい	19.5%
に対する要望	施設設備を改善してほしい	17.1%
	指導内容を工夫してほしい	14.6%
	開会時間を延長してほしい	11.6%
	指導員の対応をよくしてほしい	11.6%
	駐車場の整備	10.4%
	日曜日に開会してほしい	6.1%

#### ① 留守家庭児童会等による放課後の居場所づくり

- 利用児童の多い小学校の児童会専用施設の整備
- 放課後等における余裕教室等の活用や、学校施設の一時的な利用の促進
- 留守家庭児童会の開所日・開所時間等の柔軟な対応の検討
- 地域・民間等と協働した放課後の活動プログラムの企画・立案
- 多様なニーズに対応する民間放課後児童クラブの支援
- 職員研修や巡回相談など、配慮が必要な児童への必要な体制の整備
- 様々な支援や研修等の実施による、地域学校協働活動を中心とした地域と学校の「連携・協働」「総合化、ネットワーク化」
- 市の教育委員会と福祉部局との連携による総合的な放課後対策の推進
- 特別な配慮を必要とする児童の受入れ体制の確保、並びに合理的配慮の実施

## ② 安心して過ごし、活動することができる子どもの居場所づくり

- 民間や地域との協働による、子どもが安心して活動できる居場所の整備促進
- 官民協働運営による、家庭でも学校でもない「第三の居場所」づくり

### ③ 豊かな心身を育む体験機会の充実

- 子どもが利用したくなるような図書館運営
- 自然体験、職業体験、キャリア教育など、社会で必要になるあらゆる能力を身に付け、 体験する場の設定

#### ④ 次代を担う子どもたちを育む教育体制の充実

- 子どもの学力向上のための、わかりやすい授業の実施
- 特別支援教育の充実

#### ⑤ 青少年健全育成の推進

- 青少年の健全育成のための教育の推進
- スクールカウンセラーなどの配置
- 学校、地域、家庭、各種相談機関等が連携した、情報や支援のネットワーク化

## ■□ 数値目標 □■

	指標名	令和元年度(実績見込)	
留守家庭児童会の定員 ( )は最大登録児童数			
	廿日市小学校	120(220)人	
	平良小学校	80(169)人	
	原小学校	40(18)人	
	宮内小学校	80(150)人	
	地御前小学校	90(157)人	
	佐方小学校	120(159)人	
	阿品台東小学校	60(76)人	
提	阿品台西小学校	120(155)人	
供	金剛寺小学校	40(81)人	
区	宮園小学校	60(73)人	
域	四季が丘小学校	100(97)人	
	友和小学校	60(73)人	
	津田小学校	60(33)人	
	吉和小学校	20(15)人	
	大野東小学校	170(268)人	
	大野西小学校	160(189)人	
	宮島小学校	60(29)人	
	市全域	1,440(1,962)人	
留号	守家庭児童会の開所時間	8時30分~18時30分	
(長	-期休業)	01420)] · · 101420)]	
民	間児童会への補助等	O件	
	課後子ども教室の実施学校数	10校	
	来の夢や目標を持っている	小学校5年生 92.0%	
		中学校2年生 76.9% 13園	
∕移ӭ	移動図書館車の巡回園数 13園		

令和6年度(目標)
170(207)人
80(164)人
40(17)人
80(161)人
90(118)人
130(197)人
60(95)人
120(134)人
40(72)人
60(56)人
100(64)人
60(52)人
60(23)人
20(7)人
170(284)人
170(205)人
60(23)人
1,510(1,879)人
8時00分~18時30分
5件
· · ·
17校(全小学校) 小学校5年生 100%
小学校5年生 100% 中学校2年生 100%
16園
1028

# 家庭でも学校でもない「第三の居場所」

都市化などにより地域コミュニティーが希薄化するなか、貧困世帯などが孤立して支援につながらず、その家庭で育つ子どもたちは、貧困によって「機会」や「可能性」を奪われることもあります。子どもたちが地域の人々の支えを受けながら将来自立する力を育む拠点、それが「家でも学校でもない第三の居場所」です。

本市においても、行政・地域・民間事業所の協働により、 「第三の居場所」づくりを進めます。



## 基本方針5 配慮の必要な子どもの支援を拡充する

## ■□ 現状と今後の方向性 □■

障がい児福祉サービスは、「廿日市市障がい児福祉計画」に基づき、障がい児の健やかな成長を支援し、地域で安心して生活ができるよう、障がいの特性に応じたサービス提供体制の確保に努めています。今後も、教育・保育施設や学校等での支援体制の充実に加え、児童発達支援センター等の関係機関と連携を図り、巡回相談などの相談支援体制の拡充が必要です。

また、発達が気になる児童についても、できるだけ早い段階で、一人ひとりの特性に合った支援を受けることで、本来持っている力を発揮しやすくなると考えられています。 療育に繋げていく相談体制を強化し、子どもの支援に加え、保護者支援を行える相談支援体制の拡充に努めます。

本市においても、外国人労働者や留学生の受け入れが進んでおり、外国籍の子どもや 家族が地域の一員として暮らせるよう、日本語指導を含めた生活支援を行うとともに、 学校や地域における国際理解の推進に取り組み、多文化共生のまちづくりを進めます。

## ■口 主な取組 口■

- ① 障がい等のある児童のいる家庭への支援
  - きめ細やかな対応ができる相談支援体制の充実
  - 学校等での特別支援教育の充実
  - 保育園・幼稚園等での支援体制の強化

#### ② 発達が気になる児童への支援

- 早期療育に繋げていく相談体制の強化
- 巡回相談等の相談支援体制の拡充
- 療育支援研修体制の充実
- 児童発達支援センター・児童家庭支援センター等との連携

#### ③ 外国籍の子どもへの支援体制の確保

- 外国籍の子どもの日本語の理解度に合わせた学習支援
- 多文化共生相談員による、外国語での相談や子育て情報の提供
- 国際理解に向けた広報・啓発活動の推進

## ■□ 数値目標 □■

指標名	令和元年度(実績見込)	令和6年度(目標
保育士等療育支援研修の実施回数	2回	

10回

# 基本方針 6 貧困や様々な課題を抱える子どもの支援を充実する

## ■□ 現状と今後の方向性 □■

「児童虐待の防止等に関する法律」が平成12年に施行されてから、児童虐待防止に向けた取組は着実に進められてきました。本市においても、要保護児童の実態把握と情報共有を図るため、家庭児童相談員の配置や要保護児童及びDV対策地域協議会を設置し、関係機関と連携しながら虐待の早期発見・早期対応に努めていますが、虐待相談件数は年々増加しています。今後も、保育施設や教育機関、警察等の関係機関との連携を強化し、子どもと子育て家庭の継続的な相談・援助に努めます。

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、経済的・精神的な負担が大きいと言われています。児童扶養手当や医療費の助成など経済的支援だけでなく、就労支援や学び直しの支援などひとり親家庭の自立を支えることが必要です。経済的な理由から子どもたちが就学を諦めることがないよう、教育、生活、就労など、子どもと子育て家庭を総合的に支援し、貧困の世代間連鎖の解消を図ります。また、社会的養護が必要な子どもたちの健やかな成長を支えるため、行政、学校、民間団体等が協力し、地域の中で社会的養護が行えるよう、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、支援体制の整備に努めます。

また、経済的な理由から子どもたちが就学を諦めることがないよう、教育、生活、就労など、子どもと子育て家庭を総合的に支援し、貧困の世代間連鎖の解消を図ります。同時に、子どもの希望する将来をかなえられるよう、「教育の支援」「家庭生活の支援」「居場所づくりの支援」を軸とした取組を進めます。

#### ■□ 主な取組 □■

#### ① 児童虐待等、社会的養護を必要とする児童への支援の充実

- 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員等に加え、スーパーバイザーによる専門的な 相談支援体制の強化
- 出張相談やメール相談などの、多様な相談体制の充実
- 児童虐待、子どもの人権に関する啓発
- すべての子どもと子育て家庭の相談に専門的に対応する子ども家庭総合支援拠点の 設置

#### ② ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭支援のための、関係機関との連携強化、個別支援
- 母子・父子自立支援員等による、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進
- 就労に有利な資格取得のための生活費補助の実施

## ③ 子どもの貧困対策の推進

- スクールソーシャルワーカーの配置や学校と福祉関係団体等との連携、生活保護世帯 やひとり親世帯の学習支援などを通じた、学力向上に向けた取組の推進
- 保護者の就労等生活支援の強化、住宅支援などの生活の安定と自立の促進
- 家庭教育が行える環境の整備、児童福祉の増進
- 留守家庭児童会、交流の場、第三の居場所などの子どもの居場所づくり

指標名	令和元年度(実績見込)
養育支援訪問事業訪問件数	242件
子ども家庭総合支援拠点の設置	未設置

令和6年度(目標)
360件
設置

# 基本目標3 地域力で子育てを支える

## 基本方針 1 子育てしながら安心して働ける社会をつくる

#### ■□ 現状と今後の方向性 □■

共働き家庭やひとり親家庭が増加する中、仕事と家庭の両立支援は、今や子育て支援の大きな柱の一つとなっています。国においては、労働時間法制の見直しや雇用形態に関わらない公正な待遇の確保など働き方改革が進められています。

また、広島県においても、働き方改革や女性の活躍推進に向けて、男性の育児休業取得促進や女性活躍研修なども実施されています。本市においては、一般事業主行動計画の策定が義務付けられていない従業員数100名以下の企業においても、計画を策定する企業が増えており、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業が増えています。

一方で、妊娠・出産をきっかけとして離職する女性は多く見られ、職場の雰囲気などから育児休業等の取得がしにくい環境が男女ともに残っている現状もあります。

また、アンケート調査の結果からは、子どもが病気やけがの時などに安心して休暇が とれる制度や職場内の子育てと仕事の両立にむけて理解を深めることが多く求められて います。

今後は、男女とも育児休業を取得することへの理解促進を図っていくとともに、制度の周知を行っていく必要があります。また、企業に対しては、育児休業を取得しやすい雰囲気づくりや制度の周知、育児休業中の子育て世帯への生活支援を行うなど、仕事と家庭の両立に向けて、市民・企業双方へのアプローチを進めていく必要があります。

若年層を対象に、家庭の温かさや子育てのすばらしさを想像できるよう、成人式においてパンフレットを配布しています。今後も引き続き、結婚や子育てに関する啓発を行い、若い世代からの結婚観の醸成を図ります。

## ■□ 子育てに関するアンケート調査から見た現状 □■

		就学前児童	小学校児童
仕事と家庭の両立 支援のために企業に	子どもが病気やけがの時などに安心して看 護のための休暇がとれる制度	80.4%	73.1%
取り組んでほしいこと	子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解 を深めていくこと	63.2%	59.0%
	妊娠中や育児期間中の勤務軽減	52.0%	38.2%
	女性の就労継続に対する企業の理解や支援	45.4%	48.2%
	育児休業制度や再雇用制度の普及促進 と、それを円滑に利用できる環境づくり	44.4%	36.1%
	男性も育児休業制度が利用できるなど、子 育てに男性も参加できる環境づくり	37.0%	31.6%
	勤務先に保育施設を設置する	36.6%	24.8%

## ① 仕事と家庭の両立に係る学習・啓発事業の推進

- ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性、働き方の見直しに関する普及啓発
- 育児・介護休業法など、仕事と育児・介護が両立できる制度の周知・広報
- 男性の育児・家庭生活への参画を進めるための講座や研修など学習機会の充実
- 若年層や未婚者を対象にした、結婚や子育てに関する情報提供

## ② 就労支援の充実

- 女性の職場復帰や再就職について、企業に対しての普及啓発
- ハローワーク等関係機関と連携した、女性の再就職等の支援

指標名	令和元年度(実績見込)
再就職支援講座等への出前トークの 回数	2回

令和6年度(目標)	
8回	

## 基本方針2 地域住民の子育てへの参画を促進する

## ■□ 現状と今後の方向性 □■

本市には、福祉をはじめ、青少年育成、子育て支援、防災、環境など様々な分野で多くの団体が活動しています。民生委員・児童委員のほか、NPOやボランティア団体等市民活動団体は、行政の手の届きにくいきめ細かなサービスを提供できるため、市の子育て支援には欠かせない存在です。

アンケート調査の結果では、親子で楽しめるイベントや安心して集まれる身近な場などが求められており、子育てサロンや子育ての交流スペースの活用など親や子ども同士で気軽に集える場をつくっていくためにも、地域や関係団体との連携強化を図っていく必要があります。

また、市民の主体的な活動を一層促進するため、行政は交流事業の開催や活動の場の 提供などの市民の活動を支えることが必要です。本市では、廿日市、大野に続き、平成 31年度に佐伯子育て支援センターを開設し、親子と地域の交流の場となっています。ま た、市民センターでは、乳幼児学級や小学生を対象とした各種学級・講座、保護者や地 域住民を対象とした家庭教育講座などを実施しています。

今後も子育て支援センターや市民センターを中心に、児童館、保育園など関係機関のネットワークの強化を図るとともに、NPOやボランティア団体の活動と情報交換を行い、団体間のつながりを促進します。

そのほか、子どもの人権や子育ての大切さなどに関する啓発や、地域の子育て支援者の掘り起こし、子育てボランティアとの連携などを通じて、地域における子育て家庭への理解と地域全体で子育てを支える意識の醸成を図ります。

#### ■口 子育てに関するアンケート調査から見た現状 □■

		就学前児童	小学校児童
今後希望する子	安全な遊び場を増やしてほしい	67.4%	61.3%
育て支援	親子で楽しめるイベントを開催してほしい	42.0%	29.8%
	親子が安心して集まれる身近な場を増やして ほしい	41.5%	28.1%
	子連れでも出かけやすく楽しめる場所(子育てサークル等)を増やしてほしい	33.4%	15.6%
	誰でも気軽に利用できるNPOなどによる保育 サービスがほしい	12.9%	9.2%
	親同士の交流の場を増やしてほしい	12.4%	6.0%

#### ① 地域における子育て支援の充実

- 子育てサロンや子育てオープンスペース(子育て中の親と子どもが自由に集える場) を活用した親子と地域の交流の促進
- 子育てサロンや子育て支援サークルの育成支援
- 地域が行っている学校支援組織と連携した、地域ぐるみでの子育て支援
- 学校・家庭・地域が一体となった青少年健全育成活動の推進
- 家庭教育に関する講座や、自主活動グループへの移行など、地域住民の学びの支援
- 家でも学校でもない第三の居場所の官民協働による設置
- 小学校での子どもの朝食の提供(広島県モデル事業)の推進

### ② 親子が一緒に外出しやすい環境の確保

- 子育て世帯が外出しやすい環境整備
- 公共施設等での、乳幼児のおむつ替えや授乳ができるスペースの確保
- ベビーカーや小さな子どもが利用する施設等のバリアフリー化

#### ③ 地域で子育てを応援する人材の確保

- 廿日市市まちづくり交付金等の制度を活用した、地域子育て支援活動
- 子育てに関するボランティア団体の情報収集及び子育て家庭への情報提供
- ファミリー・サポート・センターについての利用促進、及び提供会員の確保・育成

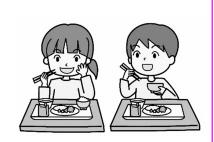
#### ■□ 数値目標 □■

指標名	令和元年度(実績見込)
ファミリー・サポート・センターの提供会員数	350人

令和6年度(目標)	
	480人

## 小学校での子どもの朝食の提供 (広島県モデル事業)

朝食をしっかり食べて学力向上に必要な生活習慣を身につけてもらおうと、阿品台東小で、無償で朝食を提供する県のモデル事業「あじな東っ子モーニングひろば」を行っています。2018年度の全国学力調査では、朝食を毎日食べている子どもと全く食べていない子どもでは、正答率に差があり、食習慣の乱れが学ぶ意欲に影響すると指摘されています。週1回、地域のボランティアが準備し、食材は協力企業が無償で提供しています。



## 基本方針3 地域の子どもの安全を地域で守る

## ■□ 現状と今後の方向性 □■

安全で安心して暮らせるまちづくりは、市民のだれもが願うことです。アンケート調査の結果では、子育てをする人にとって地域の支えは重要だと考える人が多い結果となっています。

市民が中心となって行っている登下校時の見守り活動などの地域活動は、大人と子どものつながりだけでなく、大人同士の顔の見える関係づくりや地域全体の防犯意識の向上にも貢献しています。今後も、地域安全協議会の防犯パトロールの促進や、下校時刻に合わせた青色防犯パトロール活動の実施など、子どもを守る防犯活動を推進します。

また、警察や交通安全協会などとの連携のもと、全幼稚園、保育園、小学校において、交通安全教室を実施し、交通ルールと交通マナーを守る子どもを育てます。

子どもが健やかに育つためには、子どもや親子が安心して外出できる環境整備が必要です。子どもの安全な遊び場、親子、地域とのふれあいの場として、公園や緑地の計画的な整備と適切な管理を行うほか、「廿日市市通学路安全推進プログラム」に基づき、PTA、学校、地域、関係機関と連携して通学路の安全確保に努めます。

## ■口 子育てに関するアンケート調査から見た現状 □■

		就学前児童	小学校児童
子育てをする人にとって地域	とても重要だと思う	55.4%	55.2%
の支えは重要だと思うか	やや重要だと思う	32.0%	34.4%

(無回答を除いた集計結果)

#### ■□ 主な取組 □■

#### ① 地域と連携した見守り活動等の推進

- 地域の見守り活動の推進
- 地域全体の防犯意識の向上
- 地域安全協議会による登下校のパトロールの促進
- 幼稚園、保育園、小学校での交通安全教室の実施、及び内容の充実

#### ② 安全・安心の生活環境の整備

- 廿日市市通学路安全推進会議による、通学路等の合同点検の実施
- 安全に遊べる公園の充実
- 保育園等の散歩ルート点検の実施

指標名	令和元年度(実績見込)
交通安全教室の実施回数	47回
(幼稚園・保育園・小学校)	47四

令和6年度(目標)	
	全学校園